

美里町消防団協力事業所表示制度について

消防団協力事業所表示制度とは

この制度は、事業所の協力を通じて、消防団と事業所の連携体制を充実させ、消防団員の確保や、消防団員が活動しやすい環境を整備するためのものです。

現在、美里町では消防団員の被雇用者率が8割を超えていて、事業所の協力が必要不可欠であることから、地域における消防防災力の強化を図ることを目的に、『美里町消防団協力事業所表示制度』を実施しています。

美里町消防団協力事業所の認定を受けると、表示証が交付されます。表示証は見やすい場所に表示できるほか、会社のパンフレット、HPなど、あらゆる媒体に掲載でき、事業所による社会貢献を広く周知することができます。

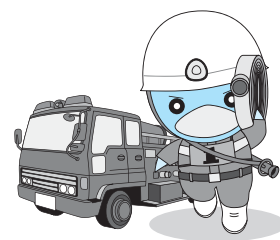


美里町消防団協力事業所になるには

次のいずれかに適合する事業所が対象となります。

- ①従業員が美里町消防団員として、2名以上入団している。
- ②美里町消防団員である従業員が、就業時間中に消防団活動を行うことについて、積極的に配慮している。
- ③災害時などに事業所が保有する資機材などを美里町消防団に提供するなどの協力をしている。
- ④その他、美里町消防団の活動へ協力することで、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

※詳しくは、下記までご連絡ください。



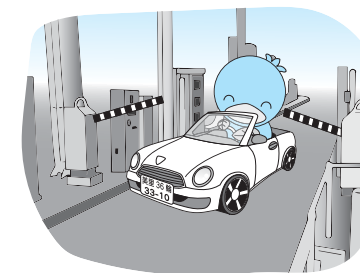
問合せ＝総務税務課 総務係 ☎76-1115

(仮称)寄居PAスマートICの名称が決定しました！

正式名称「寄居スマートインターチェンジ」

(仮称)寄居PAスマートICの名称について、平成29年12月に開催した第3回地区協議会にて原案を決定しました。その後、道路標識適正化委員会、東日本高速道路(株)および(独)日本高速道路保有・債務返済機構(以下:機構)に伝達し、機構にて「寄居スマートインターチェンジ」と決定されました。

なお、寄居スマートインターチェンジの供用予定時期につきましては、上り線側で用地取得が難航しているため、開通の見通しが立った時点で改めてお知らせします。



地区協議会とは？

国のスマートIC制度実施要綱に基づき設置されるもので、市町、県、国、高速道路(株)、学識経験者などにより構成されています。地区協議会では、スマートICおよび周辺道路の安全性や整備方法、管理・運営方法などを検討・調整するとともに、供用後も継続して、管理・運営方法などについて定期的にフォローアップします。

道路標識適正化委員会とは？

各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識などの表示内容などを検討する委員会です。

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76-5134

恋たま SAITAMA 出会いサポートセンター 登録受付開始！

SAITAMA出会いサポートセンターは、結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の結婚支援センターです。

当センターでは、結婚を希望されるかたに、マッチングシステムと県内に設置するセンターの相談員により、出会いから交際、結婚に至るまでのサポートを行います。

このたび、利用登録者の受付を開始します。

【登録受付開始】8月1日(日)～ 【利用開始】10月1日(月)～

◆対象者

- ・結婚を希望し、自ら婚活する意思のある20歳以上の独身男女
- ・埼玉県内に在住、在勤、または近い将来埼玉県への移住をお考えのかた
- ・インターネット環境があり、スマートフォンをお持ちのかた

◆利用登録料(会員) 10,800円(登録期間は2年間)

※お住まいの市町村、お勤めの企業・団体がセンター会員でない場合は、料金が異なりますのでご注意ください。

◆申込方法

- ・ホームページからセンターへ来所の予約
- ・センターに来所し、対面で本人確認
- ・証明書類の提出、利用登録料支払、マイページの入力

◆センター

- ・センター本庄(本庄市銀座1-1-1 はにぼんプラザ)
- ※その他、さいたま市と坂戸市にセンターあり

◆センターホームページ

<https://www.koitama.jp>



問合せ＝埼玉県少子政策課 ☎048-830-3343

小型家電の無料回収を行います！

■収集日 8月26日(日) 午前8時30分～10時30分

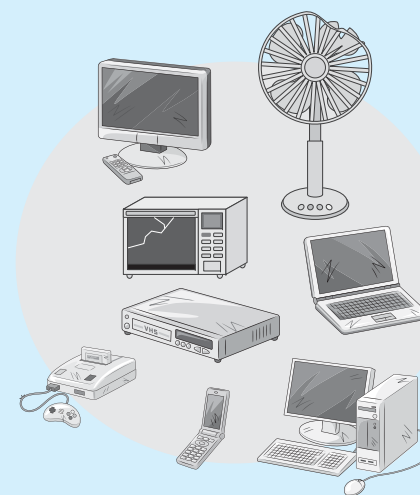
■収集場所 役場西側駐車場

■収集物 ご家庭で使用済みとなった小型家電・小型電子機器
(電子レンジ・扇風機・パソコン・携帯電話など)

■注意事項

- ①ご家庭で使用したものに限り、回収させていただきます。
- ②電池は取り外して、有害ごみで出してください。
- ③携帯電話やパソコン内の個人情報などのデータは事前に必ず削除してください。
- ④家電リサイクル対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)は回収対象外です。

※15cm×25cm以下の小型電子機器は、役場(住民福祉健康課 保険年金係前)およびコミュニティセンター内の回収ボックスも利用できます。回収ボックスにより回収された小型電子機器は、オリンピック・パラリンピック競技大会のメダル作成に活用されます。



問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76-5134